



まちづくり条例(仮称)提言 バス研修報告 くらしフェスタむさしの

武蔵野市まちづくり条例(仮称)提言書ができました。

武蔵野市まちづくり条例(仮称)検討委員会は、昨年2月の第1回から12回の委員会を重ねて、条例案の提言書を取りまとめ、10月29日(月)に、邑上市長に提言書を提出しました。

その日は、柳沢委員長、森副委員長、木暮委員、そして私、塩澤の4名が出席しました。また、会田副市長も同席されました。

提言書を市長に渡した後、フリーディスカッションとなり、各委員が提言書に対する思いを市長に伝えました。

そこでは、「公共施設計画の参加制度を設けたことが他市のまちづくり条例にはあまりない特徴であり、公共施設計画に参加機会を増やしていくことで住民のまちづくりへの関心を高めることが期待できる。」といった意見や、「中間まとめに対するパブリックコメントを受けて、付帯意見として7つの項目を提言書に盛りこんであり、中でも市民等への情報提供について市の方から積極的に情報を出していくことや、市職員の資質向上に向けた研修体制の充実などが重要である。」といった意

見。「商店街振興においても、このまちづくり条例が活用されることを期待したい。」といった意見がありました。

私からは、条例が活用されるにはまずまちづくりに対する市民の関心を高めることが重要で、そのためにも都市マスタープランの見直しの際にはより多くの市民の参加により進めることが重要であること、また、条例の施行に合わせて、まちづくりセンターの設置を行い、条例施行後速やかに市民のまちづくり活動への支援が行われるようにすることが必要であることなどを伝えました。

これに対し市長は、都市マスタープランの見直し作業については、地域の住民が参加できる機会をつくるといいと思う。まちづくりセンターが、市が持っている情報を市民に伝えるような機能を持つといいのではないかと考えた考えを示されました。

今後のスケジュールですが、提言書を基に市が条例文化を行い、条例案を作成します。この条例案に対するパブリックコメントを募集して、それを踏まえて来年9月の市議会

に上程する予定だそうです。また、これにあわせて施行規則などの市役所の内部手続きも定めます。9月市議会で条例が制定されれば、その後、一定の周知期間を経て施行されることとなります。

検討委員の任期は終了しましたが、条例施行まで注目していきたいと思います。

なお、来年2月14日(水)の夕刻より、まちづくり条例をテーマにした、市主催のシンポジウムが開催される予定です。これには是非多くの市民の方が参加されるよう、私としても協力していきたいと考えています。

まちづくり条例(仮称)検討委員会
委員(公募市民) 塩澤誠一郎



(2007年10月29日市長公室にて)

まちづくり条例(仮称)の提言の概要と特徴

提言は4部で構成されています。第1部は検討にあたっての前提や認識、第2部は条例に記されるべき内容、第3部は条例を施行するにあたって留意してほしい項目、第4部は検討の経緯等を記述しています。詳細は提言書をご覧くださいとしてここでは、簡単に概要と特徴を述べます。

1. 条例の範囲

「まちづくり」という言葉は市民活動や行政の様々な場面で使われていますが、この条例は、公園、道路や住宅等の「ものづくり」を中心に置き、これに関連する「ルールづくり」を対象とします。さらに条例の運用を通じて「社会づくり」、「地域づくり」「人づくり」に寄与することとなります。これらのまちづくりを進めるためには、市民、開発事業者、市が協働することが重要との認識のもと、まちづくりにおける市民参加や開発調整についての手続き等を定めるのがこの条例です。

2. 条例の内容

条例に記述されるべき内容として6項目を示しています。

(1) まちづくりの基本理念等

条例が目指すまちづくりの基本理念は、1) 恵まれた居住環境を守り育てる、2) 市民・開発事業者、市がそれぞれの責任と役割を自覚し相互信頼によってまちづくりを実践する、3) 公共の福祉を優先しつつ総

合的・計画的なまちづくりを進めることです。

当たりまえのことと言われればそれまでですが、従来のまちづくりでこれらのことが明確な方針として示されたことはありません。今後のまちづくりにおいて行政も事業者も、さらに市民もこの方針に従うことが役割であり責務となります。

(2) 参加と連携のまちづくり

条例の重要な柱である「参加と連携」では、法律に基づく都市計画での市民参加と、法令によらない市民のまちづくりへの参加を規定しています。

<都市計画案への参加>

従来、都市計画は基本的に市が計画の案を作成し、公告・縦覧や都市計画審議会の意見を踏まえて決定されてきました。市民が意見を言える機会は限られており、言える内容も自らの損害に関することが中心です。これに対して、まちづくり条例では、市が案を作成する過程において市民が意見を言える機会を確保しました。また、市民の意見が出やすいように市は説明会を開催することになります。

<都市計画の提案>

従来から市民が都市計画を提案できるようになっていました。しかし、具体的な条件や

手続きのハードルが高く、実際には活用されることはほとんどありません。

まちづくり条例では提案しやすいように手続きを規定するとともに、提案を検討する過程でまちづくり委員会(後述)の意見を聴くこととしています。地区計画申出制度も、広い意味で都市計画提案に含まれますが、現在はこの申出について市が単独で採否の検討をしています。また、現在は行われていない再審査の手続きも定めています。

<まちづくりの協定>

都市計画法での定めがない計画として「地区まちづくり計画」を定めています。住民の発意により、地区計画と同様なハード面のルールや、自主的なソフト面のルールを定め、住民がこれを守っていくという仕組みです。市は住民で構成される協議会と協定を結び、住民が作ったルールが守られるよう事業者等を指導します。

<公共施設計画への参加>

従来から図書館や公園など比較的大きな公共施設については市民が計画段階から参加することもありました。新たに住民に密接する地区の施設について構想の段階から住民の意見を反映する仕組みを導入します。

<まちづくり提案>

市が行うまちづくりの施策について市民が提案する制度です。従来は個別に、あるいは市長とのミーティング等の機

会員募集中

『市民まちづくり会議・むさしの』は、だれでも入会できます。お問い合わせは本会事務局へどうぞ



会に意見を言ってきましたが、新たに市民から提案を受ける制度を作ります。緑化や交通安全、景観形成などの提案について市が評価し、妥当なものは施策に取り入れます。

(3) 開発調整

従来はマンション等の中高層建築物の開発を指導要綱で調整してきましたが、条例では戸建住宅を含む一般の開発も対象に法令化します。

< 大規模土地取引の事前届出 >

3000m²以上の土地売買をしようとする際には事前に市に届出ることになります。市は届出を受けてその土地の望ましい使い方を公表します。これによって買主が地域に合わない利用をすることを抑制します。

< 大規模開発構想への意見 >

大規模開発を行う事業者は構想段階で近隣住民に対する説明会を行い、近隣住民の意見を聴かなければなりません。事業者と住民が早い段階から話し合うことによる円滑なまちづくりを目指します。

< 開発計画への意見 >

一定規模以上の開発については計画段階で近隣住民に説明し意見を聴かなければなりません。大規模開発の場合は構想と計画の2段階で住民への説明と意見聴取が必要です。住民の意見と事業者の見解はいずれも公開されます。

< 調整会 >

近隣住民と事業者との対立を改善し冷静な話し合いができるように調整会を開催します。これは意見の交通整理を行うことが目的であり、斡旋とは別の仕組みです。

(4) まちづくり活動への支援
都市計画やまちづくりを提案しようとする市民に対して市は専門家派遣や活動費助成等の支援を行います。また、開発調整の際に近隣住民に対して専門家を派遣する制度も導入します。これらの支援を目的とする機関を設置します。

(5) まちづくり委員会

まちづくり委員会は、まちづくりについて市長に助言する組織で学識者と市民で構成します。特に住民からのまちづくり提案や開発調整の際に重要な役割を果たすことになります。

(6) その他

罰則や除外規定等の考え方を記述しています。

付帯意見

以上が条例に盛り込んでほしいとして提言した項目です。条例ができたとしてもそれを適切に運用してもらわなければなりません。そのために留意してほしい事項、たとえば市民への情報提供、市役所内の部局の連携、市職員の資質向上などについて、市長への意見として記載しています。

以上が提言の概要です。この提言を検討するにあたって、市民まちづくり会議・むさしの主催による意見交換会が開催されました。市内3地域で開催された意見交換会では延べ100名近くの市民が参加し、まちづくり推進課や検討委員会委員と意見交

換をしました。また、「中間まとめ」に対するパブリックコメントでも多くの意見が提出されました。検討委員会では、これらの意見について一つ一つ検討し、可能な限り提言に盛り込んだつもりです。また、頂いたパブリックコメントのうち盛り込めなかったご意見については、その理由を公表しました。今後、市や事業者に対して市民が意見を提出した場合には市や事業者は見解書を示すこととなりますが、その見解書の手本となるように対応したつもりです。今回の提言が条例となって今後のまちづくりに活用されることを期待しています。

まちづくり条例（仮称）検討委員会
副委員長 森 浩

市民ミーティングの案内

市民参加の博物館

バス研修報告

11月11日(日) 恒例のバス研修を行いました。今回は協働をテーマに平塚市博物館と新江ノ島水族館を訪問しました。

三鷹駅前を出発してから約2時間、平塚市博物館に到着しました。この博物館は1976年に市営博物館として開館しました。博物館のある場所は文化センター公園と呼ばれ、道路を挟んで反対側には平塚市美術館もあります。今回は学芸員の早田さんに、地域博物館としての活動を約1時間、紹介していただきました。そのお話と、その後の質疑応答の内容をもとに平塚市博物館の活動概要をまとめました。

平塚市は、人口約26万人で湘南海岸に位置し、東海道53次の平塚宿があったところです。市内を通る新幹線の西北側は農業活動が盛んです。反対側の地区は都市化が進んでおり東京や横浜のベッドタウンにもなっています。戦後復興時に仙台市をまねて商店街がおこなった七夕祭りが有名ですが、教育に熱心なまちでもあります。自由民権運動の時代には盲学校が作られ、現在も市内には盲学校、聾学校のほか、高校についても普通科、工業科、商業科が揃っています。小学校区ごとに公民館もあります。このように教育に力を入れている平塚市だから市営博物館が出来たともいえます。

平塚市博物館が目指すもの
博物館は地域型、観光地型、中央型に分けることが出来ます。平塚市博物館は地域型の博物館であり、地域の人が地域について学ぶための博物館です。

- 1) 多くの住民ニーズに応える。6つの分野(生物、地質、天文、考古、民族、歴史)で構成する総合博物館です。
- 2) リピーターを確保する。6分野それぞれが2年に1回のタイミングで特別展を開催しています。また、常設展示に関しても5年に1回程度の間隔で展示を入れ替えています。もっとも費用がかさむことから着実に5年毎というわけにはいきません。
- 3) 誰でも気軽に来てもらおう。プラネタリウムは大人100円ですがそれ以外は無料であり、図書館のように気軽に来てもらえるようにしています。
- 4) 行事を活発に行う。展示だけでなく、講義や会合を開ける場所も用意しています。行事の成果が博物館の研究事業にもなっています。
- 5) スタッフが充実している。館長を含めて6名の学芸員がいます。他の博物館では学芸員は臨時職員としているところもありますが、ここでは正規職員です

平塚市博物館のテーマ
博物館のテーマは、「相模川地

域の自然と文化」です。活動フィールドは平塚市だけではなく広い範囲に及んでいます。このテーマは条例にも示され、範囲が保障されていることによって実務上、活動しやすくなっています。逆にテーマに関係ないことは対象としていません。

最近は公立博物館で集客性の高いテーマの展示が多くなっています。これは独立法人化によって有料で人を集めないと採算が取れないからです。平塚博物館は市の業務として実施している博物館であり、独立法人の博物館とは全く異なります。テーマは限られていますが、市の活動に組み込まれています。

活動のキーワードは、「地域の再発見」です。何気なく地域にあるものを、改めて見直そうということです。国宝や珍しいものを集めて展示するのではなく、地域にあるものを集め、考えることを目指しています。

博物館の活動

1Fには模型等を置いています。昔の農家の一部を移設した「相模の家」もあります。2Fには多くの博物館と同様

当会では毎年、日帰りバス視察旅行を企画しています。今年も市の支援を受けて、まちづくり視察を行う予定です。訪ねてみたいまちがあれば事務局まで推薦をお願いします。

にガラスケースで資料展示を行っています。このほか、館内での体験学習や、戸外での野外観察も実施しています。テーマを決めて市民が参加する活動もあります。この事業には年間のべ3000名の市民が参加しています。市民参加の課題として、若い世代の参加が少ないという点があります。天体観測会には若い人も参加し自然科学系の行事には親子で参加することもあります。一般には年配の方の参加が多くなっています。年1回、博物館まつりという特別展を開催し、この参加事業の研究成果を展示しています。

参加事業の例として、毎月第2土曜日に開催する「漂着物を拾う会」があります。市民は環境を考えるきっかけを得られ、浜辺を再発見することができます。拾ったものをもとに博物館で特別展「浜辺の発見」を開催し、2Fの常設展示にもなっています。「相模川を歩く会」では河口から水源までを少しずつ歩

き、発見をレポートしました。その成果は相模川辞典として博物館が発刊しています。

市民参加の意義

展示による単なる一方通行の学習ではなく、市民が学習して自ら考え成果を展示等によって社会に還元していくという循環ができます。一人の学芸員では出来ないことも協働によって形にすることもできます。市民参加によって、参加者の持つ能力を発掘することもできます。これらの活動成果は展示や出版として広がっています。

市の施策等への反映

博物館の研究成果は市の施策にも活用されています。例えば木谷実という棋士がおり、これを博物館で発掘しました。これを受けて市は「囲碁のまち平塚」として売り出しています。村井弦斉という小説家はグルメ小説家でした。この展示で有名になり市は商店街とタイアップして弦斉カレー、弦斉そばを売りがしました。

「みんなで調べようで作った生き物地図」は、市の環境基本計画に取り入れられました。このように、博物館の活動によって地域の文化資源を掘り起こし、行政やまちおこしに活用されています。



県内の博物館が協力して実施した神奈川県植物誌調査には市民も参加し、市民が集めた標本は共有財産となって蓄積されることになりました。

早田さんから市民と協働している博物館活動の説明をいただいた後、「展示解説ボランティアの会」の新井さんに1Fの展示を解説してもらいました。この会で活動しているのは約20名で、毎週2-3人が交代で担当し、月2回の定例会で解説の向上を目指して学習しているそうです。住んでいるまちに対する深い誇りを感じさせる熱心な語りでした。

続いて訪問した新江ノ島水族館は、一度は寂れてしまった水族館ですが、県と企業の協働で復活した施設です。ここは研修というよりも楽しむことを主眼に過ごしました。心配された天候も午後には陽が差すなど恵まれた研修でした。すばらしい研修をアレンジされた南さんに感謝し、また来年の研修にも期待しつつ、帰途につきました。



くらしフェスタむさしのレポート

10月12日(金)、13日(土)に「くらしフェスタむさしの2007(第29回武蔵野市消費生活展)」が開催されました。会場は昨年に引き続き武蔵野商工会館1階展示室です。2日目(13日)に会場で行った実行委員長の井部さん(NPO法人市民まちづくり会議・むさしの)、実行委員の石黒さん(ごみゼロ連絡会)、西園寺さん(クリーンむさしのを推進する会チャレンジ700gチーム)にお話をうかがいました。

- 昨日は、参加団体による発表会でしたが、いかがでしたか?

井部さん：昨年よりたくさんの方が来てくれました。各団体10分ずつ発表したのですが、発表後の質疑応答時間が好評でした。昨年は展示パネルを説明するのが中心だったのですが、今年は、各団体とも発表に慣れ、それぞれ工夫したことで、聴衆も参加しやすく活発な雰囲気になりました。

石黒さん：各団体の発表内容から共通のテーマが浮かんで、意見交換できたことが良かったです。例えば食に関する活動とごみに関する活動の発表から、必要以上のものを

作らないことが、ごみを減らし、健康づくりにも通じる。そんなふう話題が発展しました。食に関するテーマは、食文化や食育を考えることに繋がり、青少年の健全育成にも関係し、そこから武蔵野の人づくりやまちづくりに発展する気がします。来年はこのような9つの団体共通のテーマで、シンポジウムができたらいいと話していたところで

- 来年は、30回目の消費生活展になるんですね。

井部さん：一昨年、それまでの消費生活展を見直して団体発表を取り入れたことで、新しい視点が芽生えてきました。今回取り組んだことが次の企画に発展するようになったと思います。来年は30回目になりますが、今後のくらしフェスタの方向性としては、消費生活を越えた生活全般に関わるテーマを取り上げていくのではないかと思います。実行委員会の自主性がこれまで以上に出てきたことで、市のサポート態勢も良くなったように思います。

西園寺さん：消費生活展に初めに参加したときは、グループの年間の活動を冊子として残すためのいい機会だと思いました。グループにとって良い機会でしたが、他のグループとのコミュニケーションはほとんど無かったと思います。それが一昨年からこのような方法を取り入れたことで、グループ間のコミュニケーショ

ンが深まり、お互いの活動を知ることが出来て、今年はそれぞれの活動の共通性を見つけることができました。今後は、多くの人に関心を持ってもらうように、外に向けて発信することが課題と思います。

来年は消費生活展30回目の記念となる年です。実行委員の皆さんのお話から、これまで以上に多くの市民が関心を寄せ、参加できる機会になるのではないかと期待が持てました。(緑町 塩澤)

まちづくり

活動日誌

- 4/20 役員会 / 吉東コミセン
- 5/11 役員会 / 消費生活センター
- 5/17 定例会「まちの動き」 / 消費生活センター
- 6/9 総会 / 消費生活センター
- 6/23 NPO補助金申請プレゼンテーション / 本町コミセン
- 7/11 役員会 / 消費生活センター
- 7/23 ミーティング準備 / 吉東コミセン
- 8/9 ミーティング準備 / 消費生活センター
- 8/11-13 市民ミーティング
- 9/3 役員会 / 消費生活センター
- 10/1 定例会「イースト吉祥寺のデザイン」 / 消費生活センター
- 10/12-13 暮らしフェスタ / 商工会館
- 11/2 役員会 / 消費生活センター
- 11/5 定例会「イースト吉祥寺のデザイン」 / 消費生活センター
- 12/2 NPO・市民活動フォーラム / 市役所

禁無断転載

転送可能

発行：特定非営利活動法人

市民まちづくり会議・むさしの

事務局

FAX：0422-66-3240

mail: matimati@parkcity.ne.jp

郵便振替口座 00180-0-388549

